

## **第3章 生活排水処理基本計画**

(令和8年3月見直し版)

## 第 1 節 生活排水処理の現状と課題

### 1 生活排水処理の概要

本町の公共下水道は、10 市 3 町(川越市、吉見町等)の下水を集めて処理する「荒川右岸流域下水道」に参加しています。

公共下水道が整備されている地域(主に市街化区域)では、住宅等からのし尿・生活雑排水(台所や洗濯・風呂などの排水)は、下水道を通して和光市にある新河岸川水循環センターに送られ、処理されています。

一方、公共下水道が整備されていない地域(主に市街化調整区域)では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲取りにより、し尿・生活雑排水の処理が行われています。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、し尿の汲取りからのし尿及び汚泥は、本町の川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

単独処理浄化槽を設置している世帯やし尿の汲取りをしている世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

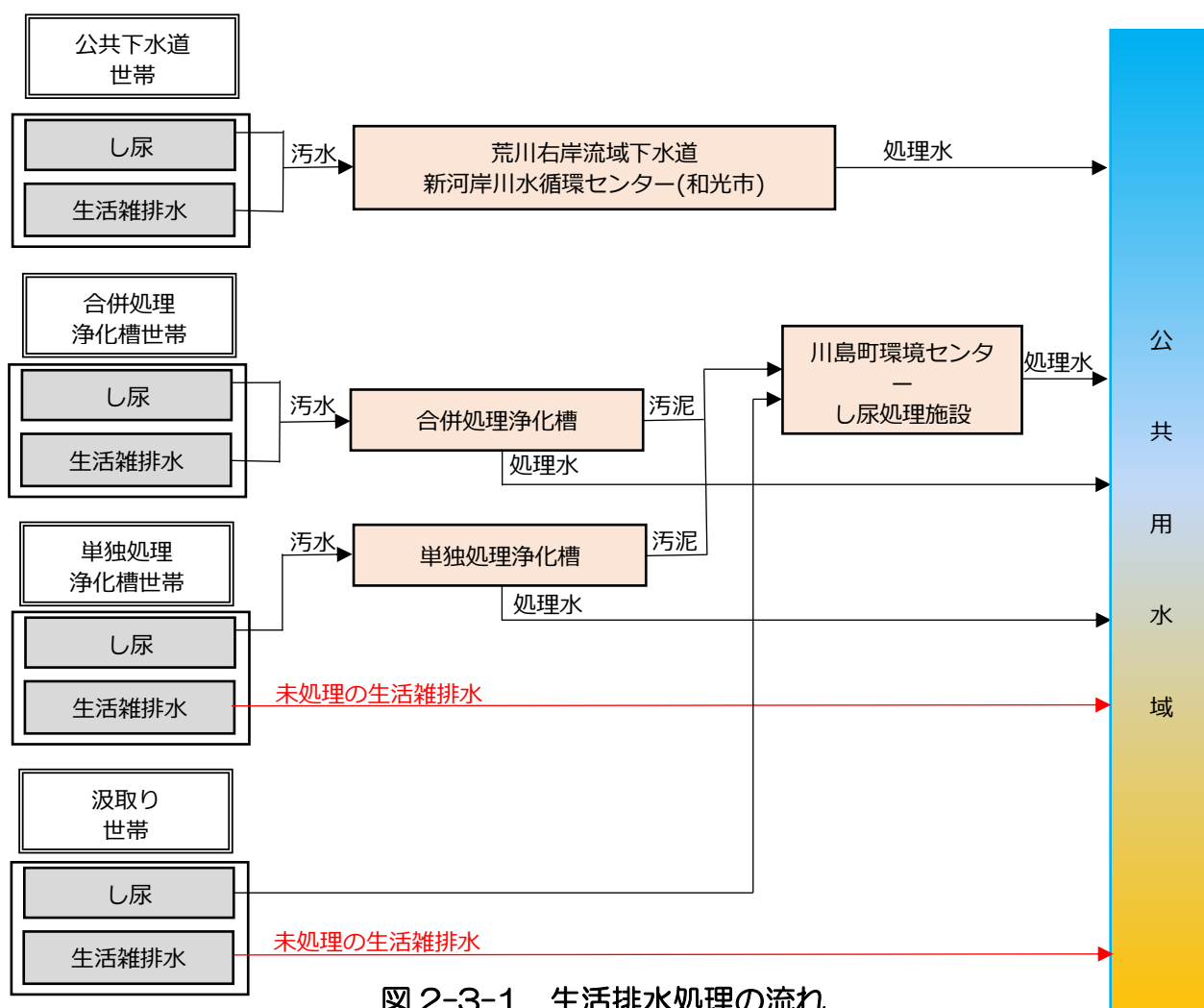


図 2-3-1 生活排水処理の流れ

## 2 生活排水処理施設の状況

### (1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を下表に示します。

表 2-3-1 生活排水の処理主体

| 生活排水処理施設 | 処理対象物    | 処理主体   |
|----------|----------|--------|
| 公共下水道    | し尿・生活雑排水 | 県      |
| 合併処理浄化槽  | し尿・生活雑排水 | 個人・事業者 |
| 単独処理浄化槽  | し尿       | 個人・事業者 |
| し尿処理施設   | し尿・浄化槽汚泥 | 町      |

### (2) 下水道事業の概要

本町では、污水管は流域下水道に接続し、荒川右岸流域下水道に参加しています。

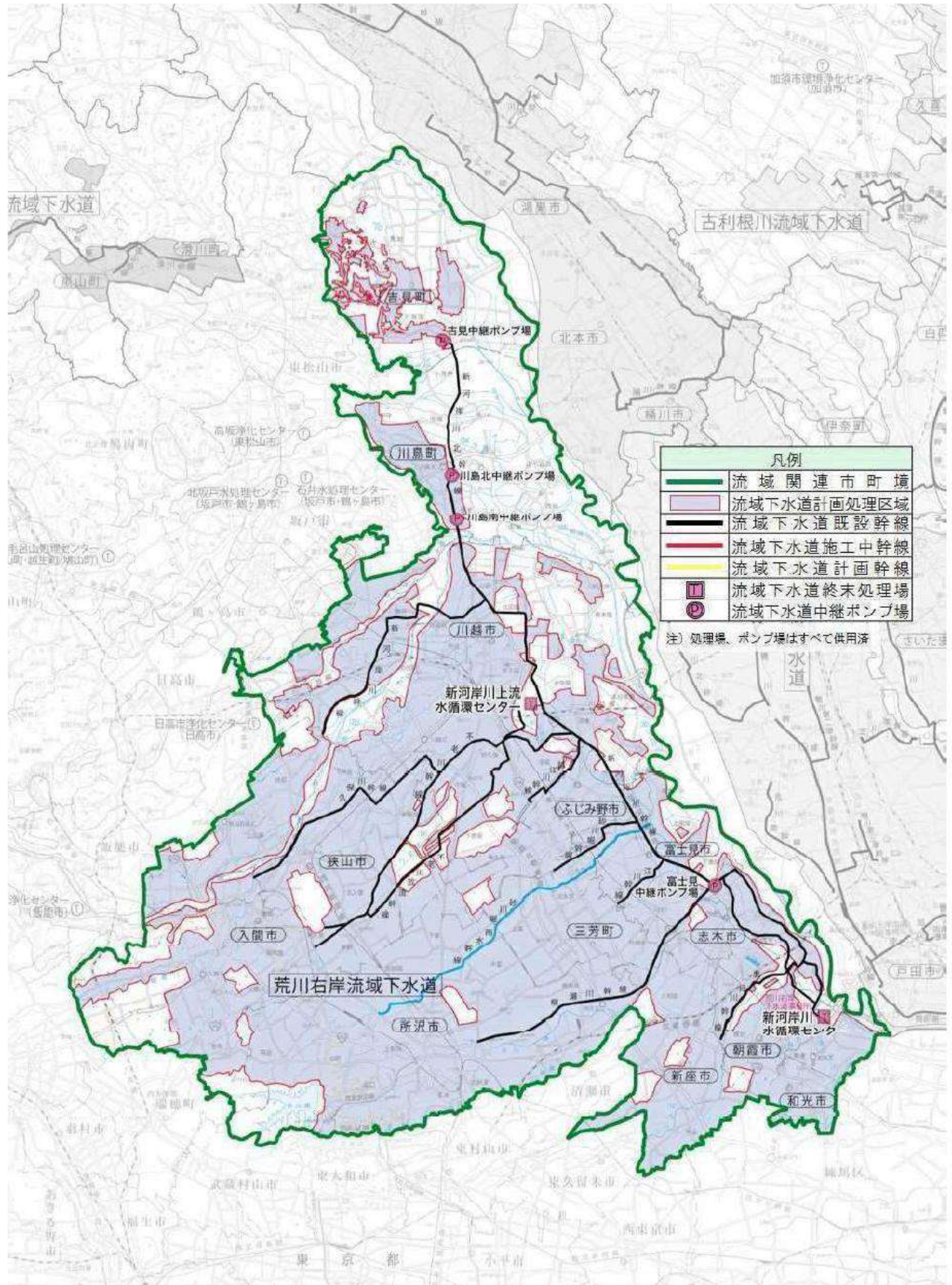
荒川右岸流域下水道の計画処理区域は、埼玉県南西部であり、当初は、川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町を計画処理区域として、昭和 46 年度に事業着手しました。

その後、昭和 50 年度に本町(川島町)、昭和 60 年度に吉見町を編入し、現在は 10 市 3 町を計画処理区域としています。

表 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要(令和 6 年度末現在)

| 項 目    | 具 体 的 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画処理区域 | 10 市 3 町：<br>川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 全体計画   | 処理面積：3 万 777ha<br>処理人口：約 141 万 7,910 人<br>計画汚水量：1 日最大 71 万 8,180 m <sup>3</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 下水道普及率 | 93.2%<br>※県平均の 84.0%を上回っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 処理施設   | (1)新河岸川上流水循環センター(川越市)<br>・川越市から旧滝ノ下終末処理場の移管を受け、平成 18 年 4 月から流域下水道の処理場として処理を開始。<br>・汚水処理量：1 日平均約 3 万 4,000 m <sup>3</sup> (令和 6 年度実績)<br>・水処理方式：1 系列 標準活性汚泥法<br>3 系列 窒素やリンも除去できる高度処理対応<br><br>(2)新河岸川水循環センター(和光市)<br>・昭和 56 年 4 月から和光市と志木市の一部の下水を受け入れ、処理を開始。<br>・汚水処理量：1 日平均約 54 万 m <sup>3</sup> (令和 6 年度実績)<br>・水処理方式：1～4 系列 標準活性汚泥法<br>5 系列 リンや窒素も除去できる高度処理対応 |

図 2-3-2 荒川右岸流域下水道供用及び処理開始の通知区域



### (3) 生活排水処理施設の概要

本町が所管する生活排水処理施設としては、町域から収集したし尿・浄化槽汚泥を処理する川島町環境センター(し尿処理施設)を整備しています。

表 2-3-3 し尿処理施設の概要

| 項 目     | 具体的な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理施設    | 川島町環境センター(し尿処理施設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業主体    | 川島町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 所在地     | 埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 処理方式    | <p>膜分離高負荷脱窒素処理方式(サンドラ M システム)+高度処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理：高負荷、膜分離</li> <li>・汚泥処理：脱水、乾燥</li> <li>・資源化处理：</li> </ul> <p>平成 22 年度まで 堆肥化(乾燥汚泥肥料)<sup>※</sup><br/> 平成 23 年度以降 脱水汚泥を焼却</p> <p>※乾燥汚泥肥料について<br/> 平成 10 年度から循環型社会の形成を目指して長く活用してきた乾燥汚泥肥料は、東日本大震災の影響により製品から放射性物質が検出されたため、製造を休止しました。<br/> また、電気料金や燃料費が著しく高騰し、製造にかかる原価は平成 21 年度に 1 袋 1,480 円であったものが、平成 26 年度には 2,350 円となる見込みです(5 年間で約 1.6 倍と大幅にコストが増加しました)。このため、省エネルギーや費用対効果などを考慮し、平成 26 年度から、やむなく乾燥汚泥肥料の製造を取りやめました。</p> |
| 処理能力    | 30 kℓ/日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 処理水の放流先 | 安藤川                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 竣工      | 平成 10 年 3 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 敷地面積    | 7,295 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### (4) 町内の河川の水質

本町では、町内の小河川の汚濁状況を把握するため、越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。

これらの町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質の改善がみられます。

### 3 生活排水の適正処理のための施策

単独処理浄化槽設置世帯及び汲取り世帯では、生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しているため、水環境に負荷を与え、水質汚濁の一因となっています。

本町では、町内の河川など公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽での生活排水処理を推進しており、以下に示す各種の施策を展開しています。

#### (1) 小型合併処理浄化槽補助金

水質汚濁の防止のため、本町では市街化区域における下水道の整備とともに、市街化調整区域における小型合併処理浄化槽の設置を促進しており、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助金を交付しています。

表 2-3-4 小型合併処理浄化槽補助金制度の概要

| 項 目                                                                                  | 具 体 的 内 容                                                                                                             |                             |           |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 交付条件                                                                                 | ・専用住宅(併用住宅は居住部分の面積が 2 分の 1 以上を有するもの)について、新築により小型合併処理浄化槽を設置するとき<br>・単独処理浄化槽や汲み取り槽を小型合併処理浄化槽に転換するとき(既存の住宅を増築、改築するときも含む) |                             |           |           |
| 補助金額<br>(令和7年度)                                                                      | ①戸別設置の場合                                                                                                              |                             |           |           |
|                                                                                      | 人 槽                                                                                                                   |                             | 新 設       | 転 換※1     |
|                                                                                      | 5 人槽                                                                                                                  | 建物の面積 130 m <sup>2</sup> 以下 | 110,000 円 | 604,000 円 |
|                                                                                      | 7 人槽                                                                                                                  | 建物の面積が 130 m <sup>2</sup> 超 | 130,000 円 | 676,000 円 |
|                                                                                      | 10 人槽                                                                                                                 | 二世帯住宅                       | 180,000 円 | 809,000 円 |
| ※1 転換：改築を伴わない単独浄化槽及び汲取り槽からの転換(建築確認申請を伴わない)の場合。処分費の上限 60,000 円・配管費の上限 150,000 円を含みます。 |                                                                                                                       |                             |           |           |
| ②集団設置※2 の場合<br>上記①の金額に 1 基あたり 4 万円を加算。<br>※2 集団設置：同一行政区において同一年度内に 10 世帯以上が設置する場合。    |                                                                                                                       |                             |           |           |
| 備 考                                                                                  | 補助金額は、令和7年度現在のものであり、国の基準額の変更等により変動することがあります。                                                                          |                             |           |           |

## (2) 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金

本町では、補助対象区域において小型合併処理浄化槽を適正に維持管理した場合に補助金を交付しています。

表 2-3-5 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要

| 項 目               | 具 体 的 内 容                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 対象地域              | 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により公示した供用開始区域を除く町内全域。                            |
| 補助対象経費            | 申請を行う日の前日から過去 1 年間の保守点検費用及び法定検査費用。                                            |
| 補助金額<br>(令和 7 年度) | 浄化槽の種類 5 人～6 人槽：12,000 円<br>浄化槽の種類 7 人～9 人槽：13,000 円<br>浄化槽の種類 10 人槽：15,000 円 |
| 補助対象期間            | 申請日の前日から過去 1 年間に実施されたもの。                                                      |

## (3) 川島町水洗便所改造資金融資あっせん

本町では、下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その改造に要する資金の貸付けについて、町が金融機関に融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及を図っています。

表 2-3-6 川島町水洗便所改造資金融資あっせん制度の概要

| 項 目        | 具 体 的 内 容                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資のあっせんの要件 | (1) 処理区域内の改造工事をしようとする建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。<br>(2) 処理区域の告示をした日から 3 年の期間内に改造工事を行う者であること。ただし、当該期間内に改造工事を施行することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。<br>(3) 町税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。<br>(4) 借り受けた資金の償還について弁済能力を有すること。<br>(5) 確実な連帯保証人であること。 |
| 融資あっせん額    | 改造工事 1 件につき 50 万円を限度とし、1 万円を単位とします。ただし、特殊な事情により改造資金が 50 万円を超える場合は、町長が必要と認める額とします。                                                                                                                                                               |
| 貸付金の償還     | 資金の貸付けを受けた月の翌月から起算して 36 箇月以内の元金均等(終回を除く)月賦償還とします。ただし、返済回数の短縮又は繰上償還をすることができます。                                                                                                                                                                   |

## 4 生活排水の排出・処理の状況

### (1) 生活排水処理形態別の人口

令和 6 年度における本町の生活排水処理形態別人口をみると、公共下水道人口が 9,778 人(全体の 52.2%)、合併処理浄化槽人口が 6,524 人(同 34.8%)、単独処理浄化槽人口が 2,189 人(同 11.7%)、し尿収集人口が 242 人(同 1.3%)となっています。

令和 6 年度における本町の生活排水処理率(公共下水道、合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口の比率)は 87.0%です。

本町の人口は、近年減少傾向で推移しており、それに伴い、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口も減少傾向で推移しています。

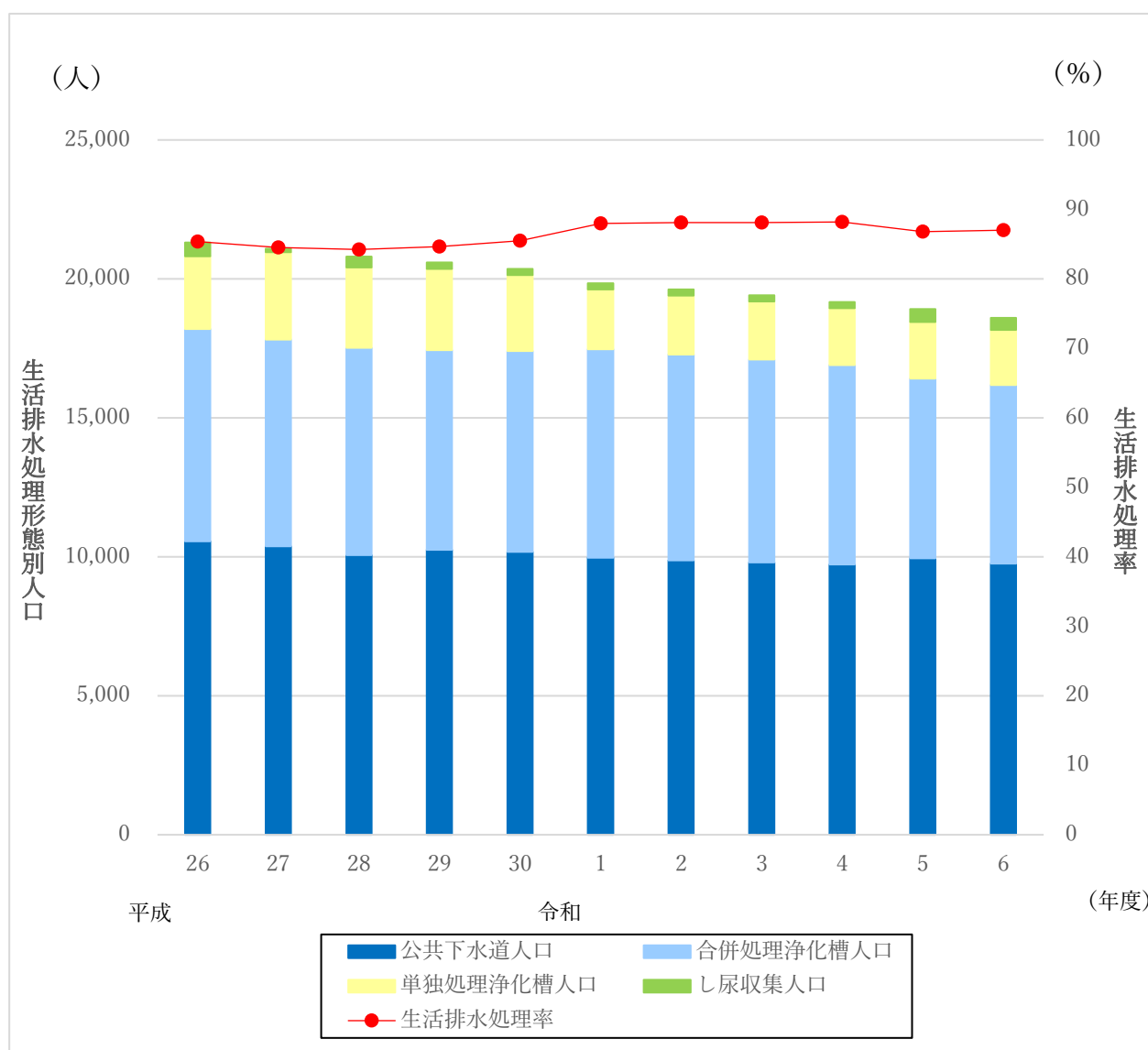


図 2-3-3 生活排水処理形態別人口の推移

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理量

汲取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者により収集・運搬され、川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

令和 6 年度におけるし尿の処理量は 194 kℓ、浄化槽汚泥の処理量は 5,314 kℓ、合計 5,508 kℓです。また、し尿・浄化槽汚泥の 1 日平均処理量は 15.9 kℓ/日です。し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1 日平均いずれもほぼ横ばいで推移しています。

令和 6 年度における 1 人 1 日平均処理量は、し尿が 2.2 ℓ/人・日、浄化槽汚泥が 1.5 ℓ/人・日です。近年、浄化槽汚泥はほぼ横ばいで推移しています。これに対し、し尿は工事現場の仮設トイレからの一時的な搬入量の増加などのため、年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

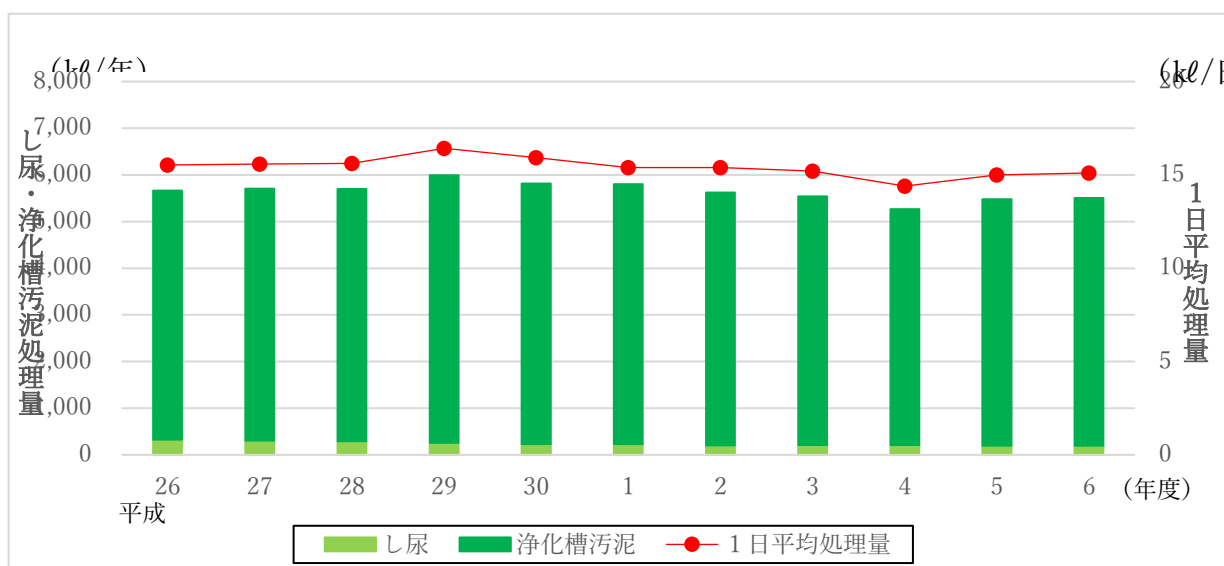


図 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

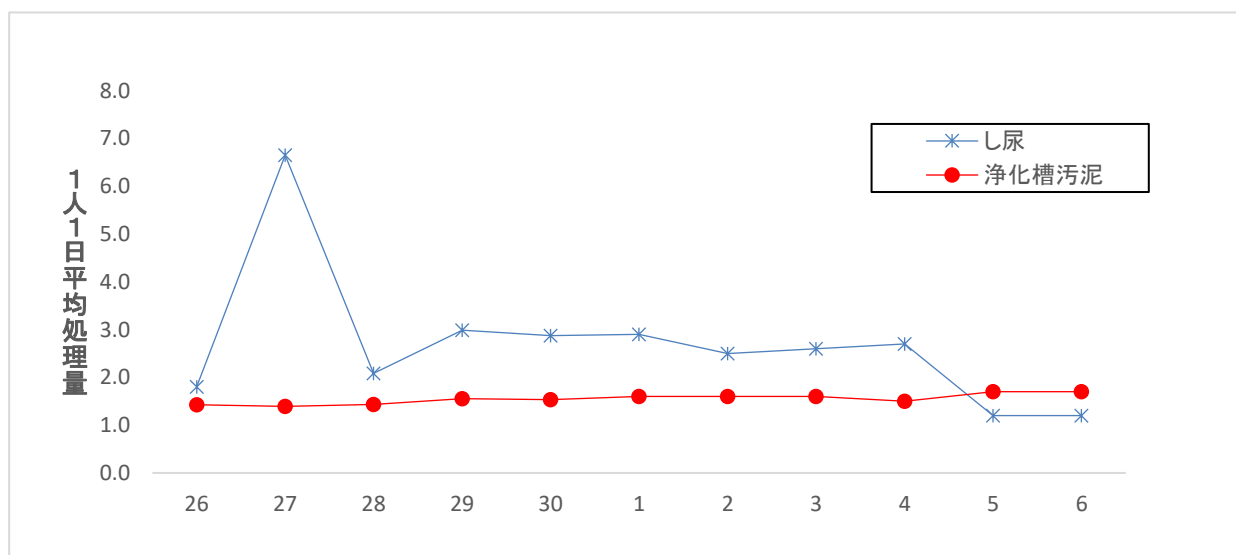
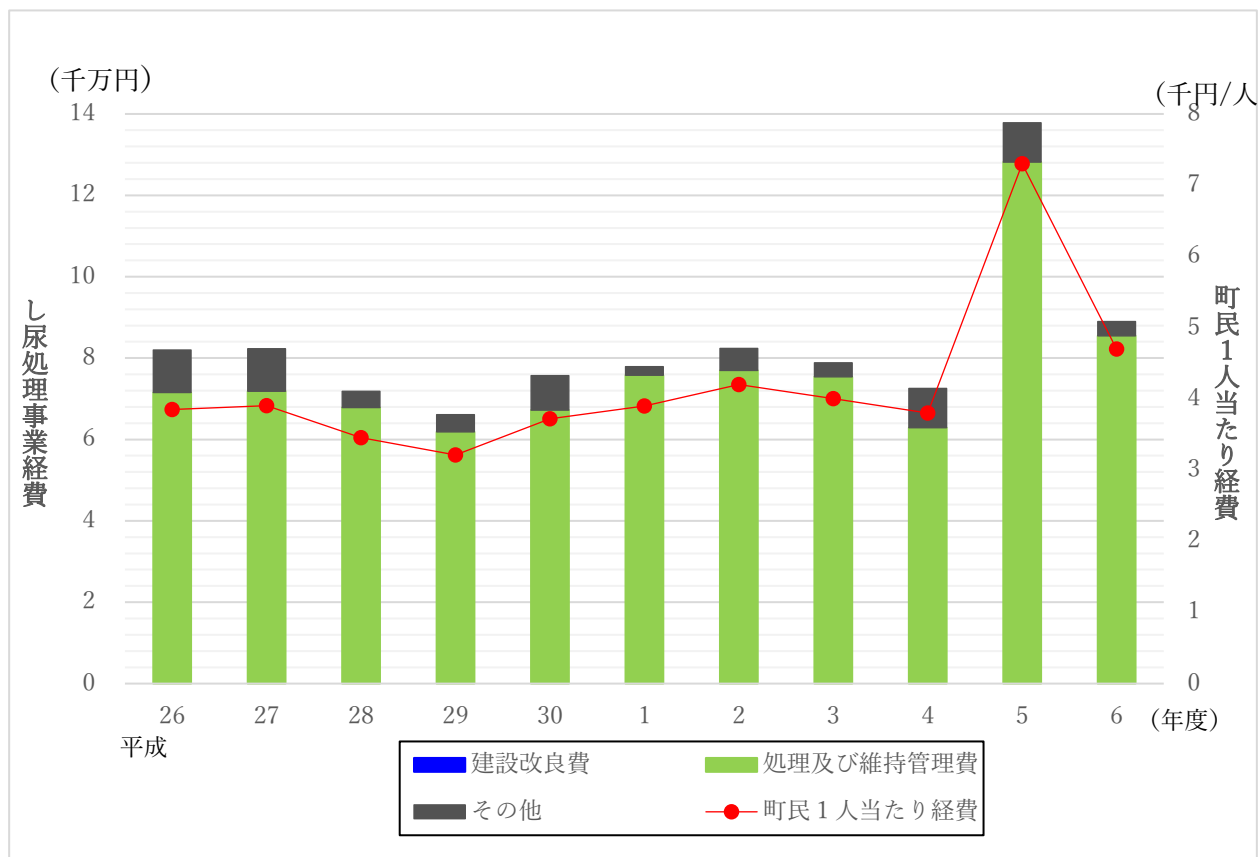


図 2-3-5 し尿・浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均処理量の推移

### 3) し尿処理事業に要する経費

令和6年度のし尿処理事業経費は約 8,896 万円、町民 1 人当たりの経費は約 4,700 円です。

平成26年度以降、し尿処理事業経費、町民 1 人当たりの経費は横ばいで推移していましたが、令和5年度に大規模修繕を行い増加しています。



注 1. し尿処理事業経費：各年度の「歳出額」

2. し尿処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他

3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 2-3-6 し尿処理事業に要する経費の推移

## 5 生活排水処理の課題

### ・課題 1 生活排水処理率の向上

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出される量は、今後も減少していくものと予想されます。

しかし、町域における水環境の保全に向けて、地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水処理施設の整備を行い、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

このため、公共下水道認可区域では、公共下水道の整備推進と整備済の区域における接続率の向上を図ります。他の区域では、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

### ・課題 2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理

合併処理浄化槽は個別設置型の生活排水処理施設であり、維持管理が適正に行われないう限り、その処理性能を発揮することができません。

合併処理浄化槽は、原則として処理主体(この場合は主に個人)が維持・管理に努めることを原則としますが、処理主体が必ずしも維持・管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める必要があります。

### ・課題 3 し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理施設については、現時点では特に問題はないため、今後も適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

公共下水道の整備等と併せて、し尿汲取りを行っている世帯や単独処理浄化槽を使用している世帯の減少に伴い、将来的にし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、将来における処理施設の適正な運営や維持・管理のあり方について検討する必要があります。

また、この場合のし尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬方法などについても検討する必要があります。

## 第 2 節 生活排水処理量の予測

### 1 生活排水処理量の予測方法

現状の生活排水処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、生活排水処理量がどのように推移するかを予測しました。

このとき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が今後も継続して行われ、単独処理浄化槽やし尿汲取りからの転換が進むものとししました。

### 2 生活排水処理形態別の人口の予測結果

本町は、将来的に人口が減少することが予測されていますが、単独処理浄化槽人口、汲取り人口が減少傾向で推移することに伴い、生活排水処理率は緩やかに増加傾向で推移します。

生活排水処理率は、令和9年度は88.7%(令和6年度から1.7ポイント増加)、令和12年度は89.2%(同2.2ポイント増加)と予測されました。

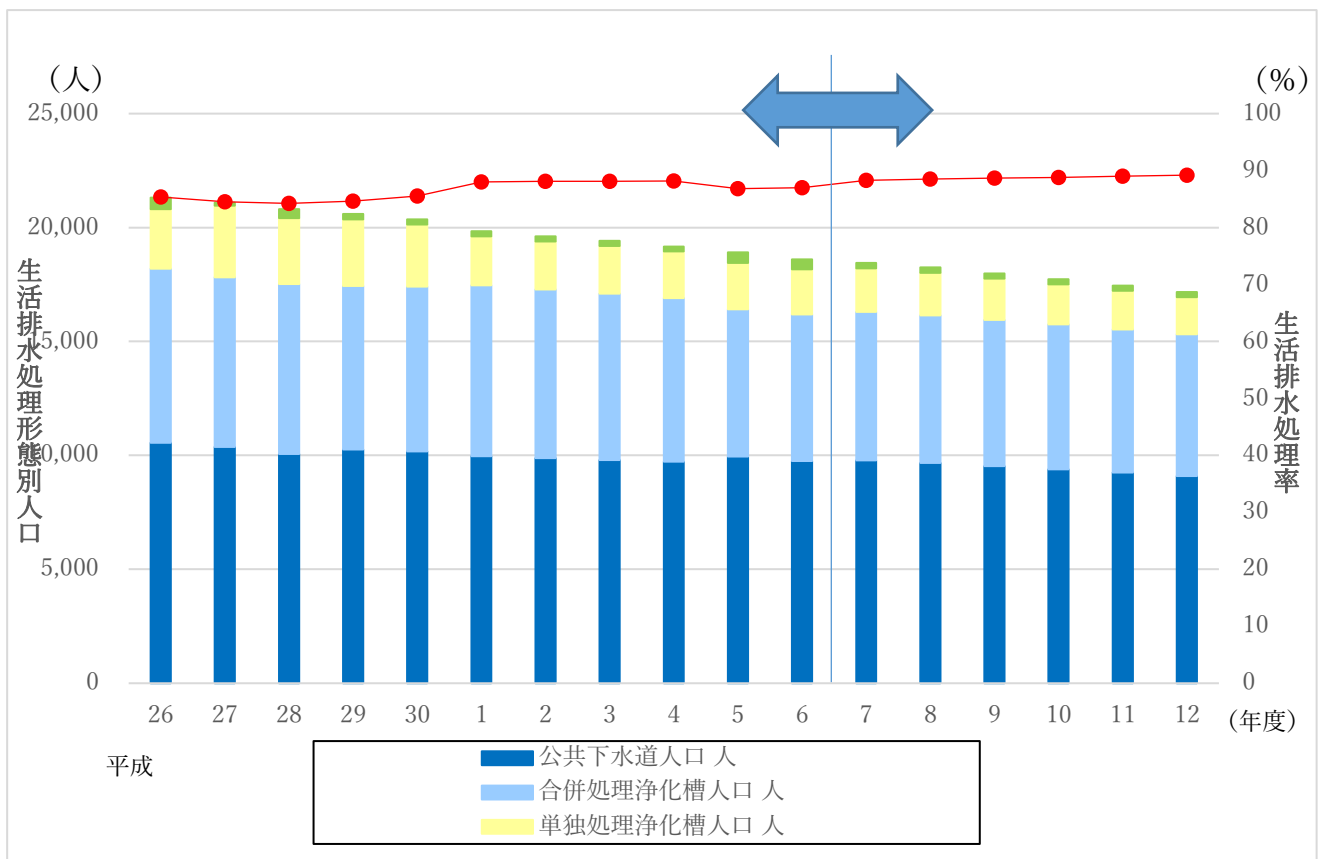


図 2-3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

### 3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移します。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の合計は、令和7年度は5,432 kℓ(平成30年度から6.5%減少)、令和11年度は5,220 kℓ(同10.2%減少)と予測されました。

また、1日平均処理量は、令和7年度は14.9 kℓ/日(平成30年度から同6.3%減少)、令和11年度は14.3 kℓ/日(同10.1%減少)と予測されました。

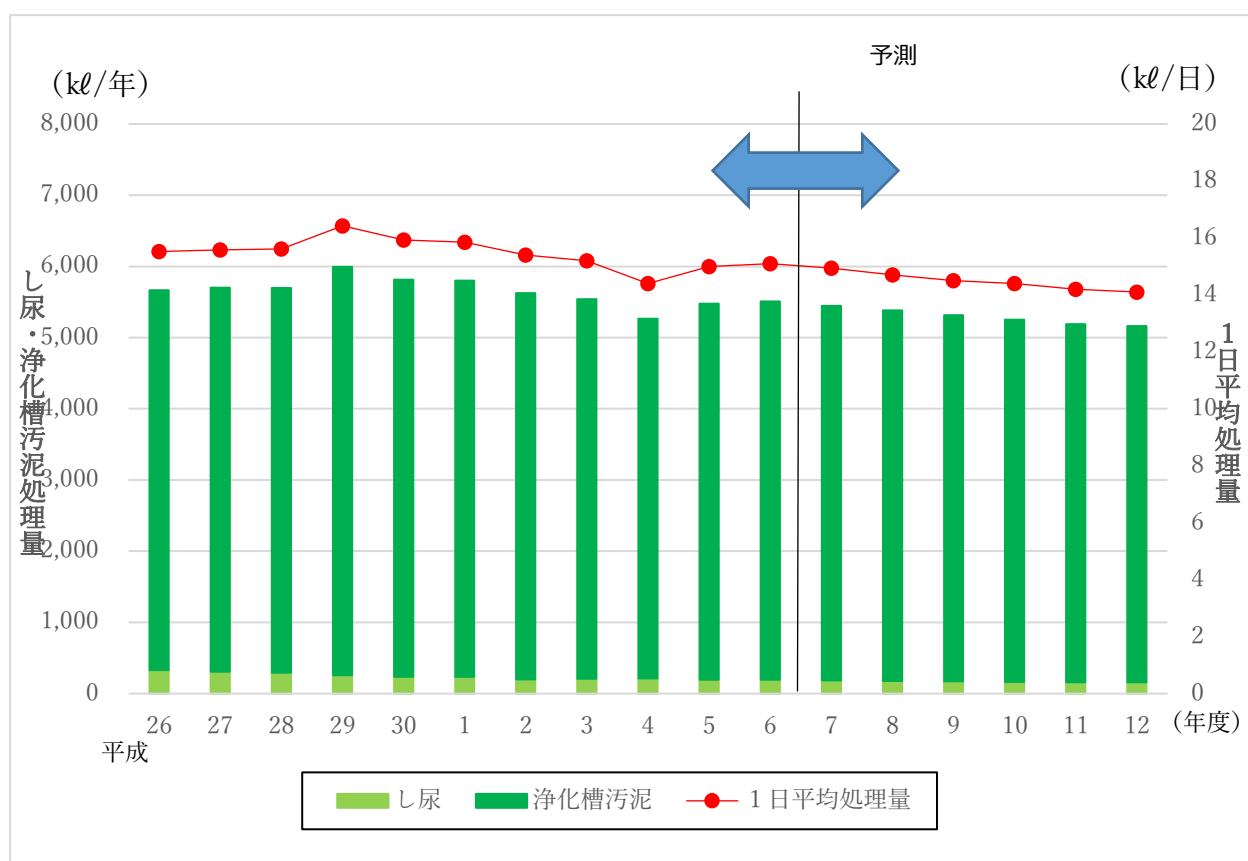


図 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測結果

## 第3節 生活排水処理基本計画

### 1 基本理念と基本方針

本町は、四方を河川に囲まれた地形をしており、良好で快適な生活環境の確保のためには、河川の水質汚濁の防止に努める必要があります。

本町は、河川水質の監視に努めるとともに、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川などに流出する負荷を削減することにより、水質汚濁の防止に努めてきました。この結果、河川水質が環境基準を達成し、良好な状態を維持していることや、生活排水処理率が着実に向上していることなどにより、本町において、生活排水に関する取組は一定の成果を収めたと評価できます。

本計画では、これらのことを踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後も適正な生活排水処理事業を継続していくことを目指します。

#### 【基本理念】

適正な生活排水処理事業を継続し、  
豊かな自然環境と快適な生活環境を未来に伝えます。



#### 【基本方針】

##### ①生活排水処理施設の整備と適正処理の推進

○地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。

○し尿・浄化槽汚泥については、川島町環境センター（し尿処理施設）での適正処理を継続します。

##### ②水環境の保全のための意識啓発の推進

○町民及び事業者と連携・協力のもと、公共用水域への汚濁負荷削減のための取組を推進します。

### 2 数値目標

令和 12 年度における生活排水処理率 100%を目指します。

### 3 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理形態別の人口

令和6年度現在、本町の生活排水処理率は87.0%です。

将来的には、家庭から排出される生活雑排水を生活排水処理施設で処理すること（生活排水処理率 100%）を目標として、地域特性に応じて効率的・計画的に生活排水処理施設を整備していきます。

○公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

○公共下水道の処理対象区域外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

#### (2) 生活排水対策の推進

今後も本町の豊かな水環境を保全していくためには、町、町民、事業者が相互に連携・協力することにより、各種の取組を推進していく必要があります。

町民、事業者は、整備済の公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など、生活排水の適正な処理に努めることに加え、洗剤使用量の抑制や風呂の残り湯を洗濯や庭の散水などに使用するなど、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

このため、本計画では以下の施策を展開することで、生活雑排水対策を推進します。

○生活雑排水が水環境に及ぼす影響について町民一人一人が認識し、汚濁負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。

○町ホームページや広報紙、パンフレット等により、水環境の現状や水質保全の取組についての情報を広く提供します。

○生活雑排水の対策は、河川等の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の改善・美化にもつながるため、町民に対して各家庭での汚濁負荷の軽減のための取組を進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。

## 4 し尿・浄化槽汚泥処理基本計画

### (1) 適正な収集・運搬

本計画での収集・運搬の範囲は、町内全域とします。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施します。

今後、人口の減少などに伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集量の減少と収集範囲、収集頻度の変化などが想定されるため、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を図るよう許可業者に指導を行い、効率的な収集・運搬体制を維持します。

### (2) 適正な処理の継続

町内から発生したし尿・浄化槽汚泥は、これまでどおり、川島町環境センター（し尿処理施設）に搬入して処理します。

今後、処理対象のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少が想定されることから、これらに対応した施設の運営・維持管理を行い、今後も適正かつ安定的な処理の継続に努めます。

### (3) 災害対策の強化

震災や水害などの災害により、避難所や仮設住宅などから多量のし尿が排出される場合に備えて、県や近隣自治体・関係機関などとの協力体制を構築します。

また、災害時には、収集・運搬、処理の一連の過程において、適正かつ迅速な対応ができるよう、県や近隣自治体・関係機関などと連携を図ります。

## 5 生活排水対策の推進のための取組

町民や事業者は、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

河川等の水質汚濁は、生活雑排水が主な原因であることを理解した上で、以下の取組に努めることで水質改善に協力しましょう。

### 【住民の取組】

- ①台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう。
- ②天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。
- ③なべや皿の汚れは、ゴムベラなどで落としたり、紙でふいたりしてから洗いましょう。
- ④台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にしましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は洗濯や洗車・散水などで有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や河川敷にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は、使い過ぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力しましょう。
- ⑩浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。

### 【事業者の取組】

#### ■農業・畜産業者

- 肥料をやりすぎないようにしましょう。
- 肥料の流出を少なくしましょう。
- 化学肥料の使用を減らしましょう。
- 家畜の排せつ物はきちんと処理しましょう。
- 家畜の排せつ物は発酵させてから農地で肥料として使いましょう。
- 畜舎の清掃では、汚水を減らして外部に流出させないようにしましょう。

#### ■工場・事業所、飲食店

- 有害物質はきちんと管理し、河川、地下水の汚染を防止しましょう。
- 油類の漏出を防止しましょう。
- リサイクルなどにより、廃棄物の発生量を減らしましょう。
- 生ごみを排水口から流さないようにしましょう。
- 污水处理施設は、定期的に点検、清掃、検査を行いましょう。